

身体的拘束適正化のための指針

訪問看護ステーションきづ川はろー
居宅介護支援事業所きづ川はろー

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。訪問看護ステーションきづ川はろー、居宅介護支援事業所きづ川はろー(以下、「本事業所」とする)は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう基本的な仕組みをつくり、本事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

〈参考〉介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月)

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないよう、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開く事のできない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件(切迫性、非代替性、一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 本事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討しそのリスクを除くための対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。

管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について事業所全体で習熟に努めます。

③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより良い居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化の検討を実施

虐待防止検討委員会(以下、「委員会」とする)を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は1年に1回以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 虐待防止検討委員会の構成員

委員長「崎谷 小織」が務める。委員会の委員は、訪問看護師、居宅介護支援専門員とする。

(3) 構成員の役割

- ・招集者：委員会委員長「崎谷 小織」
- ・記録者：委員会担当者

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容は議事録を作成し、これを適切に作成、保管し委員会の結果について従業者に周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため従業者について定期的な研修を実施します。研修内容を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人または家族等の生命または身体が危険に晒される可能性が著しく高い事)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない事)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものである事)

(2) 要件合致確認

利用者の様態を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施する事としますが、拘束の実施後も日々の様態等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人、ご家族と話し合い記録に残します。

～記載内容～

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位、内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(特に解除の予定を記載します)

5 身体的拘束に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の様態(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は本事業所内で全ての職員及び利用者や家族が閲覧できるようにし、施設ホームページへ掲載します。

附則

本指針は令和4年4月1日より施行する。
令和6年3月1日一部改定の上施行する。

令和6年12月1日より一部改訂の上施行する。